

女性理事登用と定款の規定

A 理事となる女性候補者の目星がある

- ① 女性候補者を員内理事として登用する（定款記載例①）
- ② 女性候補者を員外理事として登用する（定款記載例②）
- ③ 女性候補者を基本的に員外理事として登用する（定款記載例③）
（将来的に組合員から女性理事が選出される場合を想定）

B 理事となる女性候補者の目星がない

→どのように登用するか検討を（以下、例）

① 女性候補者を員内理事として登用する方針

こんな場合にオススメ

- ・ 農業法人の代表等を務める女性農業者が、組合員に複数いる場合
- ・ 土地改良区の女性部会（組合員の家族女性が会員）があるなど地域女性からの理解が得られやすい場合

将来的に組合員以外で候補者が見つかった場合は、

- ・ 員外理事制度を設けてその候補者を登用し、別途、員内理事になってくれる組合員の人を性別問わず改めて探す
- ・ 都度定款を変更し員外理事枠を増加させる

などの対応が考えられる。

② 女性候補者を員外理事として登用する方針

こんな場合にオススメ

- ・ 地域の他団体から役員経験者の紹介等の協力が得られやすい場合
- ・ 組合員に限らず広く候補者を探したい場合

将来的に組合員から候補者が見つかった場合は、

- ・ 資格交替を活用して員外理事として登用する
- ・ 組合員の候補者は員内理事として登用し、別途、員外理事になってくれる組合員外の人を性別問わず改めて探す
- ・ 組合員の候補者は員内理事として登用しつつ、都度定款を変更し員外理事枠を減少させる

などの対応が考えられる。

③ 既存の被選挙区ごとに輪番制で女性理事を選出する方針

例えば、各土地改良区において女性理事割合10%以上を達成するには、

現在の理事定数 5～9人 → 女性理事 1名追加登用
 10～18人 → 女性理事 2名追加登用
 19～27人 → 女性理事 3名追加登用

1

……の計算になります。

記載例① 女性候補者を員内理事として登用する場合

＜想定する状況＞

- ・ 現状の理事定数は9人
- ・ 現状より新たに理事を1人追加し、追加分は女性かつ組合員枠とする

土地改良区定款例

何土地改良区定款

第4章 役員

(役員の数) ※1

第25条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事〇人とする。

2 前項の理事定数のうち、6人は、組合員であつて耕作又は養畜の業務を営む者（組合員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。

3 第1項の監事定数のうち、〇人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

4 第1項の理事定数のうち、1人は女性とする。

※1 新たに追加する理事を女性とする取扱い（第4項）については、定款に明記しない取扱いも可能。

(役員任期等)

第31条 役員任期は4年とし、総選挙により選挙された役員は就任の日から起算する。

ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

附則 (令和〇年〇月〇日改訂) ※2

1 この定款は、法第30条第2項の規定による認可のあった日から施行する。

※2 現任役員任期途中で理事を追加登用する場合、追加理事と現任理事の任期を合わせるため、附則に以下のとおり記載する。

2 この定款変更により増加した役員定数について最初に選挙される役員任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、現任役員任期満了の日までとする。

[定款附属書]

土地改良区役員選挙規程例

何土地改良区役員選挙規程

(役員)の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
 - 二 法人
 - 三 未成年者
 - 四 破産者で復権のできないもの
 - 五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- 2 前項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選挙権を有しない。

(役員)の選挙)

第2条 役員のうち理事は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。

- 2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事は同条第2項又は第3項の規定による届出のあった監事の候補者のうちから、それぞれ選挙する。
- 3 第1項の規定による理事の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の数値は、次の通りとする。

被選挙区	被選挙区域	定数 ^{*3}
		理事数（うち耕作者理事）
第1被選挙区	何村及び何村（大字何を除く。）	3人（2人）
第2被選挙区	何村大字何及び何村	2人（2人）
第3被選挙区	何町	2人（1人）
第4被選挙区	何町及び何村	2人（1人）
<u>第5被選挙区</u>	<u>何土地改良区の区域全域</u>	<u>1人</u>

4 組合員である被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

5 役員のうち第5被選挙区の理事は、何土地改良区の区域全域に所属する女性の組合員のうちから選挙するものとし、当該被選挙区の候補者は他の被選挙区の候補者と重複することができないものとする。

※3 理事定数の増加に伴い、現任する耕作者理事の割合が理事定数の5分の3を下回る場合には、その不足の員数に係る補欠選挙を実施しなければならない。（補欠選挙のタイミングは、土地改良区役員選挙規程第28条の補欠選挙に係る規定に基づき判断）

記載例② 女性候補者を員外理事として登用する場合

<想定する状況>

- ・ 現状の理事定数は9人（うち員外理事1人）
- ・ 現状より新たに理事を1人追加し、追加分は女性かつ員外理事枠とする

土地改良区定款例

何土地改良区定款

第4章 役員

（役員の数）※¹

第25条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事○人とする。

- 2 前項の理事定数のうち、2人は、組合員でない者とする。
- 3 第1項の理事定数のうち、6人は、組合員であつて耕作又は養畜の業務を営む者（組合員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。
- 4 第1項の監事定数のうち、○人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。
- 5 第2項の組合員でない者のうち、1人は女性とする。

※¹ 新たに追加する理事を女性とする取扱い（第5項）については、定款に明記しない取扱いも可能。

（役員任期等）

- 第31条 役員任期は4年とし、総選挙により選挙された役員が就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員任期は、退任した役員残任期間とする。
- 2 前項ただし書に規定する選挙が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

附則（令和○年○月○日改訂）※²

- 1 この定款は、法第30条第2項の規定による認可のあった日から施行する。

※² 現任役員任期途中で理事を追加登用する場合、追加理事と現任理事の任期を合わせるため、附則に以下のとおり記載する。

- 2 この定款変更により増加した役員定数について最初に選挙される役員任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、現任役員任期満了の日までとする。

[定款附属書]

土地改良区役員選挙規程例

何土地改良区役員選挙規程

(役員の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
 - 二 法人
 - 三 未成年者
 - 四 破産者で復権のできないもの
 - 五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- 2 組合員でない役員選挙については、前項の規定にかかわらず、前項第2号から第5号までに掲げる者は、役員被選挙権を有しない。

(役員選挙)

第2条 役員のうち組合員である理事は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。

- 2 役員のうち組合員でない理事、土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない役員候補者の中から、その他の監事は同条第2項又は第3項の規定による届出のあった役員候補者の中から、それぞれ選挙する。
- 3 第1項の規定による理事の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次の通りとする。

被選挙区	被選挙区域	定数 ^{※3}
		理事数（うち耕作者理事）
第1被選挙区	何村及び何村（大字何を除く。）	3人（2人）
第2被選挙区	何村大字何及び何村	2人（2人）
第3被選挙区	何町	2人（1人）
第4被選挙区	何町及び何村	1人（1人）

- 4 組合員である被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

※3 理事定数の増加に伴い、現任する耕作者理事の割合が理事定数の5分の3を下回る場合には、その不足の員数に係る補欠選挙を実施しなければならない。（補欠選挙のタイミングは、土地改良区役員選挙規程第28条の補欠選挙に係る規定に基づき判断）

**記載例③ 女性候補者は基本的に員外理事として登用する場合
(将来的に組合員から女性理事が選出される場合も想定)**

<想定する状況>

- ・ 現状の理事定数は9人（うち員外理事1人）
- ・ 現状より新たに理事を1人追加し、追加分は基本的に女性かつ員外理事枠とする
- ・ 女性理事は、基本的に組合員以外の者から選出する
- ・ 将来的に組合員から女性理事が選出された場合、上記で追加した員外理事枠には男性もなれるようにする

土地改良区定款例

何土地改良区定款

第4章 役員

(役員の数) ※1

第25条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事〇人とする。

2 前項の理事定数のうち、2人は、組合員でない者とする。

3 第1項の理事定数のうち、6人は、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者（組合員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。

4 第1項の監事定数のうち、〇人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

5 第1項の理事定数のうち、1人は女性とする。

※1 新たに追加する理事を女性とする取扱い（第5項）については、定款に明記しない取扱いも可能。

(役員任期等)

第31条 役員任期は4年とし、総選挙により選挙された役員が就任の日から起算する。

ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員任期は、退任した役員が残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

附則 (令和〇年〇月〇日改訂) ※2

1 この定款は、法第30条第2項の規定による認可のあった日から施行する。

※2 現任役員任期途中で理事を追加登用する場合、追加理事と現任理事の任期を合わせるため、附則に以下のとおり記載する。

2 この定款変更により増加した役員定数について最初に選挙される役員任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、現任役員任期満了の日までとする。

[定款附属書]

土地改良区役員選挙規程例

何土地改良区役員選挙規程

(役員の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
 - 二 法人
 - 三 未成年者
 - 四 破産者で復権のできないもの
 - 五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- 2 組合員でない役員選挙については、前項の規定にかかわらず、前項第2号から第5号までに掲げる者は、役員選挙の被選挙権を有しない。

(役員選挙)

第2条 役員のうち組合員である理事は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。

- 2 役員のうち組合員でない理事、土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない役員候補者の中から、その他の監事は同条第2項又は第3項の規定による届出のあった役員候補者の中から、それぞれ選挙する。
- 3 第1項の規定による理事の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員定数は、次の通りとする。

被選挙区	被選挙区域	定数 ^{※3}
		理事数（うち耕作者理事）
第1被選挙区	何村及び何村（大字何を除く。）	3人（2人）
第2被選挙区	何村大字何及び何村	2人（2人）
第3被選挙区	何町	2人（1人）
第4被選挙区	何町及び何村	1人（1人）

- 4 組合員である被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

※3 理事定数の増加に伴い、現任する耕作者理事の割合が理事定数の5分の3を下回る場合には、その不足の員数に係る補欠選挙を実施しなければならない。（補欠選挙のタイミングは、土地改良区役員選挙規程第28条の補欠選挙に係る規定に基づき判断）